

普通肥料の生産に関する手続き(登録)※納付書納付

①肥料生産開始日の概ね2か月半前まで

- 県に提出するもの
 - ・肥料登録申請書の案(事前の内容確認に使用)
 - ・手数料納付書交付依頼書
 - ・手数料納付書用の返信用封筒(長3:120mm×235mm)(110円切手貼付)

②肥料生産開始日の概ね2か月前まで

- 申請者に送付するもの
 - ・肥料登録申請書の修正依頼書
 - ・手数料納付書
- ※納期限:納付書作成日から15日以内
納期限内に納入してください。

④肥料生産開始日の概ね1か月半前まで

- 県に提出するもの
 - ・肥料登録申請書
 - ・手数料納付済申出書 ※照合票と納付済証を貼付。
 - ・登録証用の返信用封筒(角2:240mm×332mm)(180円分の切手貼付)
 - ・肥料のサンプル(500g以上)及び分析証明書
 - ・(法人の場合)登記簿謄本の写し(発行後3か月以内のもの)
 - ・(配合肥料を申請する場合)肥料の製造(配合)設計書
 - ・(公定規格に定めがある場合)
植物に対する害に関する栽培試験の成績
 - ・(牛等の部位を原料とする肥料を申請する場合)
牛の脊柱等が混合していないこと、原料加工措置又は摂食防止措置が適切に行われていることが確認できる書類
(「大臣確認書」、「肥料原料供給管理表」、「輸出国確認書」の写し等)
 - ・(生産設備を賃貸して肥料を生産する場合)
生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書、賃貸借規約書写し見取図
 - ・(委託して肥料を生産する場合)
委託による肥料の生産に関する届出書、委託生産契約書写し

⑤登録後

- 申請者に送付するもの
 - ・登録証

③納付書作成日から15日以内

- ・手数料37,000円を支払う

金融機関
・
コンビニ

- ・照合票と納付済証を受け取る

県

農業イノベーション
推進室

申請者

普通肥料の生産に関する手続き(登録更新)※納付書納付

